

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
東京都居住支援協議会	2014年6月25日	住宅政策本部民間住宅部長 福祉保健局総務部企画担当部長	東京都の指定を受けた居住支援法人 全法人 (参加意向に係る回答のあった53法人)	(公社)東京共同住宅協会 (公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部 (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉協議会 (公財)日本賃貸住宅管理協会(※居住支援法人指定団体) (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	(公社)東京共同住宅協会 (NPO)日本地主家主協会 (社福)東京都社会福祉協議会 (公財)日本賃貸住宅管理協会(※居住支援法人指定団体) (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	41区市(※年度初めに都内各区市町村にオブザーバー参加意向調査を実施)	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること 3 その他目的達成のために必要な事業	住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課企画調整担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・賃貸住宅オーナー向けSN住宅登録促進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会設立促進・活動支援に向けた相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情報提供を含む) ・セーフティネット住宅登録促進のための登録支援業務委託 ・居住支援協議会運営に係る業務委託 ・都内各区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者に対してきめ細かな支援を行うために、区市町村の住宅・福祉行政と居住支援に係る民間の関係団体が連携して取り組むことが非常に重要である中、連携の実例が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町村協議会の設立促進及び活動支援を行ふことを目的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設立(32区市)が進み、新たな目標(2030年度までに人口カバー率95%以上)を据えるとともに、既存協議会の活動活性化が必要。 ・構員が増え、会の運営・準備に工夫が必要であるほか情報発信・情報共有の機会をどのように確保するか検討が必要	(例1)常設の相談窓口を区役所・市役所に設置 (例2)○○不動産団体や福祉部局と連携し、○○相談会として年に○回実施 (例1)区市のホームページに掲載、 ※区市の通常業務として相談を受けている場合、「○○課(事務局)が通常業務の中で住まい相談できる体制を構築 (例2)定期的に発行する広報紙で案内、 (例3)案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け (例2)居住支援協議会の事業:○○事業(○○への委託により実施) ⇒ 相談の実施頻度も記載(常設(常時)、週1回、不定期等)	(例1)常設の相談窓口を区役所・市役所に設置 (例2)○○不動産団体や福祉部局と連携し、○○相談会として年に○回実施 (例1)区市のホームページに掲載、 ※区市の通常業務として相談を受けている場合、「○○課(事務局)が通常業務の中で住まい相談できる体制を構築 (例2)定期的に発行する広報紙で案内、 (例3)案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け ⇒ 相談の実施頻度も記載(常設(常時)、週1回、不定期等)	(例1)窓口に問い合わせがあった場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介。 (例2)地域の登録協力不動産店 ○○店、ホームページで一覧表を公開するとともに独自マーケットを店頭に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。 (例3)区市内居住者を対象としており、区市外からの相談に対応できない点が課題であるが、都指定の居住支援法人を紹介している。		
千代田区居住支援協議会	2016年7月	保健福祉部福祉政策担当課長 保健福祉部在宅支援課長 環境まちづくり部住宅課長	ホームネット株式会社 (公財)日本賃貸住宅管理協会 (一社)全国保証機構	(公社)東京都宅地建物取引業協会第一ブロック(千代田区・中央区) (学識経験者)東洋大学福祉社会デザイン学部教授 (社福)千代田区社会福祉協議会 地域包括支援センター	-	(学識経験者)東洋大学福祉社会デザイン学部教授 (公財)日本賃貸住宅管理協会 (公社)全日本不動産協会千代田支部	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑入居及び安心居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への居住支援の実施及び各機関の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成するために必要な事項の協議	保健福祉部 保健福祉部総務課 ・居住支援協議会開催	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃が高額である」といった地域特性が支援策検討の足かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への効果的な居住支援の推進を図るために設立	区内各相談窓口(住まいの相談に限らない)にて、住まいの相談があつた際にはアリングシートを記入。協議会事務局(福祉総務課)にて取りまとめの上、協力不動産店へマッチングを依頼する体制を構築している。	不動産関係事業者へ暮らし配布、セミナーの実施。区民向けのチラシを作成し、今後窓口にて配布。	高齢者総合サポートセンター相談センター/地域包括支援センター麹町・神田/社会福祉協議会/区役所窓口(住宅課、福祉総務課)	これまで潜在的だったケースが、不動産へつながるようになってきている。区内物件の居住ハードルが高く、成約につながらるケースが限られている。		
新宿区居住支援協議会	2020年2月	地域振興部多文化共生推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部障害者福祉課長 福祉部地域包括ケア推進課長 福祉部高齢者支援課長 福祉部介護保険課長 福祉部生活福祉課長 福祉部保護担当課長 子ども家庭部子ども家庭課長 子ども家庭部男女共同参画課長 都市計画部長 都市計画部住宅課長	ホームネット株式会社 特定非営利活動法人介護者サポートネットワーカーセンター・アラジン	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 新宿区高齢者総合相談センター (公社)東京都宅地建物取引業協会第七ブロック (NPO)日本地主家主協会 (公社)全日本不動産協会東京都本部新宿支部 (社福)新宿区社会福祉事業団 (社福)新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報提供や支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	新宿区 新宿区都市計画部 新宿区 居住支援協議会の運営	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受け入れについては、区内で特に単身高齢者に対して、貸貸人の拒否感が強く、住み替え相談でも成約に至る事例は少ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するためには、区と関係団体で居住支援について、情報共有と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立	新宿区(住宅部局)の事業:住宅相談事業 居住支援協議会の事業:なし	1 不動産業団体と協定を結び、週2回(原則第1~第4木曜日及び金曜日)区役所の窓口に相談員の派遣を受けて、住み替え相談と不動産取扱相談を実施する。 2 不動産業団体と協定を結び、団体に属する不動産店の中から住み替え促進協力店を指定し、円滑な入居を支援する。	区のホームページ、広報紙、くらしのガイド、住宅ガイド等に掲載。案内チラシを窓口で配布。	窓口での住宅相談は予約制のため、お急ぎの方や区役所まで来れない方は住み替え促進協力店を案内している。	高齢者等で町の不動産店を回っても中々部屋が見つからない人の相談が多く、これらの人の助けとなっている。それでも見つからず、相談を重ねる人がいる点が課題である。			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
文京区居住支援協議会	2017年7月	福祉部長 福祉部地域包括ケア推進担当部長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部地域包括ケア推進担当課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 子ども家庭部子育て支援課長 保健衛生部予防対策課長 都市計画部住環境課長 都市計画部建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会文京区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部	(NPO)日本地主家主協会	東京都	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること 2 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援に関すること 3 関係機関の連携に関すること 4 その他区長が必要であると認めた事項	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会の運営	・行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報等を関係者間で共有するために設置した。 ・それぞれ連携を図りながら高齢者等の住宅に対する課題を整理し、今後の方向性について協議し、さらなる支援や事業等を推進していくことが課題である。	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
台東区居住支援協議会	2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第三ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	台東区民生委員・児童委員協議会 (一社)全国保証機構 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有並びに普及啓発活動に関する事項 (2) 住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居及び地域連続居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援に関する事項 (3) 住宅確保要配慮者に関する各関係機関の連携に関する事項 (4) その他、設置に関し必要な事項	都市づくり部 住宅課 居住支援担当	・居住支援協議会、同専門部会の開催 ・住宅確保要配慮者向けの入居相談 ・協力不動産店登録制度	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は区の各部署で行っていたが、住宅の確保が難しく、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行う必要があるため、協議会を開設した。 ・区内の不動産関係団体と連携し、住まい探しの相談ができる体制を構築。 ・令和3年4月1日に不動産関係団体及び居住支援法人と連携協定を締結し、居住支援体制を拡充。 ・令和5年度より、協力不動産店登録制度を開始。	・常設の相談窓口を区役所に設置。 ・区内の不動産関係団体と連携し、住まい探しの相談ができる体制を構築。 ・案内チラシを区内関係課、関係機関(高齢者施設、福祉施設等窓口)に配布し備え付け。 ・令和5年度より、協力不動産店登録制度を開始。	・区ホームページ及び区広報紙への掲載。 ・区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、区内の協力不動産店に物件を照会。該当する物件が見つかった場合に、相談者に紹介。	・住宅確保要配慮者向けの物件を確保することが課題であるが、相談窓口を通じて住宅確保に結び付いた案件もあり、一定の効果が見られた。	・家賃相場及び相談者の所得の関係から、区内での物件確保に課題がある。	
墨田区居住支援協議会	2024年3月	・福祉保健部生活福祉課長 ・福祉保健部障害者福祉課長 ・福祉保健部高齢者福祉課長 ・福祉保健部副理事(相談支援担当) ・福祉保健部副理事(地域包括ケア推進担当) ・福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)健康推進課長 ・都市計画部住宅課長	・ホームネット株式会社 ・労働者協同組合 労協センター事業団 ・NPO法人 東京ソテリア ・NPO法人 インクルージョンセンター 東京オレンヂ ・一般社団法人 生涯現役ハウス ・一般財団法人 カルチュラルライツ	・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第三ブロック ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城東第二支部	-	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。 4 すみだすまい安心ネットワーク事業実施要綱(平成31年3月22日30墨都住第1289号)に基づく関係機関の連携協力に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項	都市計画部住宅課居住支援担当	・居住支援協議会の開催 ・普及啓発用冊子の印刷 ・セミナー・勉強会の実施 ・SN登録住宅の確保	抱える問題が複雑化・多様化する住宅確保要配慮者に対し、各部門間の連携強化により、実効性のある支援策を提供することで、要配慮者の居住安定の確保を図る必要があった。 このため、区と関係団体で居住支援協議会を令和6年3月に設立。令和6年度から運営を開始する。	・住まいに関する全般的な相談は住宅課で受け付け、必要に応じて福祉部局へ取り次ぐ(逆のバターン)もあり。 ・民間賃貸住宅を探す手助けを居住支援協議会の構成団体である不動産関係団体及び居住支援法人と連携して実施。	・区のホームページ及び区報に掲載予定。 ・居住支援事業のPR用冊子を作成予定。	1個所(住宅課)	居住支援協議会の運営開始にあたり、相談体制について構成員間で情報共有・意思統一を図る必要がある。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
江東区居住支援協議会	2011年9月	・東京都(出席者:住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課長) ・福祉部長 ・福祉部長寿応援課長 ・福祉部地域ケア推進課長 ・障害福祉部長 ・障害福祉部障害者施策課長 ・障害福祉部障害者支援課長 ・生活支援部長 ・生活支援部保護第一課長 ・こども未来部長 ・こども未来部こども家庭支援課長 ・都市整備部長 ・都市整備部住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部分部 ・UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	都市整備部住宅課	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サービス」事業の実施 ・障害者への単身生活サポート事業の実施	・事務方が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスターープラン(H22.3)において形成を明示し、先進事例(愛知県、福岡市)の調査研究、府内調整会議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あっせん事業の実績が低迷していたことから、民間事業者団体(宅建、金日)の協力のもと、区役所内に住宅相談窓口を設置し、官民連携によるあっせん実績増を目指んだ。	江東区(住宅部局)の事業:お部屋探しサポート事業	・平成24年5月7日に(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部分部と協定を締結。各不動産団体と連携し、区役所でお部屋探しの相談会として毎週火曜日実施。また、各団体所属の不動産店で住まい探しの相談ができる体制を構築。 ※江東区協力不動産店登録制度(登録数:48箇所、令和6年4月末現在)	・窓口や電話で問い合わせがあつた場合に、お部屋探しの相談会や協力不動産店を紹介。 ・定期的に発行する広報紙で案内チラシを窓口や不動産店で住まい探しの相談ができる体制を構築。 ※江東区協力不動産店登録制度(登録数:48箇所、令和6年4月末現在)	・区のホームページに掲載 ・地域の登録協力不動産店(48店)をホームページ上で公開するとともに独自マークを店頭に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。	・相談者の希望と実際の物件の家賃等の乖離 ・住宅確保要配慮者の入居困難 ・住宅部局と福祉部局との連携	
品川区居住支援協議会	2020年2月	・都市環境部長 ・住宅課長 ・福祉計画課長 ・高齢者福祉課長 ・高齢者地域支援課長 ・障害者支援課長 ・障害者施策推進課長 ・生活福祉課長 ・子ども育成課長 ・子育て応援課長 ・地域産業振興課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第五ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部分部	・(一社)全国保証機構 ・(社福)品川区社会福祉協議会 ・品川区民生委員協議会	-	要綱設置	都市環境部 住宅課 空き家・居住支援担当	1 住宅確保要配慮者の状況および民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること。 2 住宅確保要配慮者に対する円滑な入居および安心して住み続けられるための支援に関すること。 3 関係機関の連携に関すること。 4 その他区長が必要と認める事項。	・協議会運営支援として、課題整理や方向性等の資料作成のほか、セミナー等事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・居住支援協議会の開催、居住支援セミナーの開催 ・ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者等を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅あっせんを行い、賃貸住宅オーナーと不動産事業者に対して協力金を支払う。 ・セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業の実施	・区内の住宅確保要配慮者の状況及び課題の把握 ・一元的な相談窓口の設置	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	・要配慮者の入居につながっている。 ・住宅部局と福祉部局との連携	
目黒区居住支援協議会	2022年5月	健康福祉部長 都市整備部長 健康福祉部健康福祉計画課長 健康福祉部福祉総合課長 健康福祉部高齢福祉課長 健康福祉部障害者支援課長 健康福祉部生活福祉課長 子育て支援部子育て支援課長 子育て支援部子ども家庭支援センター所長 都市整備部都市計画課長 都市整備部都市整備課長 都市整備部住宅課長	-	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会目黒区支部 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 城南支部分部	学識経験者(大学名誉教授、教授) (社福)目黒区社会福祉協議会 目黒区民生児童委員協議会 (NPO)ハートフル翔 目黒区地域包括支援センター	(NPO)日本地主主協会	要綱設置	健康福祉部 福祉総合課	(1)居住支援施策に係る意見及び検証に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進及び居住の安定に関すること。 (3)居住支援施策に係る関係機関との連携及び情報共有に関すること。 (4)入居促進及び居住の安定に係る周知及び啓発に関すること。 (5)その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	・居住支援協議会の開催、議事要旨の作成、謝礼の支出 ・周知・啓発(区ホームページ、リーフレット配付等) ・居住支援セミナーの開催	コロナ禍において、住まいの確保や就労等の複合的な課題を抱える相談が増加した。また、地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、安定的な居住支援を行う体制が必要であった。 地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な協議の場として、居住支援協議会を設立した。 区と関係団体の連携をより深め、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図る。	【直営】 「福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)」のうち、くらしの相談係(自立相談支援機関)が生活相談と一体的に住まいの相談支援を行うこと、ワンストップ型の相談支援体制を実施。 【委託】 必要に応じて、物件探しのための同行支援、契約時の立会い及び転居支援等を委託事業で実施。	下記広報にて周知 ・区ホームページ ・令和5年4月1日号区報 ・福祉の総合相談窓口リーフレット	区役所福祉総合課 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)1か所 ・啓発用リーフレット「目黒区居住支援のしおり」	①住まいに関する複合的な相談窓口を明確にした。 ②国が2025年を目途に自指している住まい・医療・介護予防・生活支援が一括して提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実施に向け、福祉部局と住宅部局、地域福祉団体と不動産団体等による一括的な取り組みが開始した。		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について						
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など		
大田区居住支援協議会	2019年9月	まちづくり推進部長 福祉部長 総務部・人権・男女平等推進課長 スポーツ・文化・国際都市部・国際都市・多文化共生推進課長 福祉部・福祉管理課長 福祉部副事(地域共生推進担当) 高齢福祉課長 障害福祉課長 桃谷・羽田地域福祉課長 自立支援促進担当課長 障がい者総合サポートセンター次長 健康政策部・健康づくり課長 こども家庭部・子育て支援課長	(NPO)市民福祉団体全国協議会	(公社)東京都宅地建物取引業協会大田区支部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科教授 (一社)全国保証機構 (福)有隣協会 (福)大田区社会福祉協議会 (株)大田まちづくり公社	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。 (2) 貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の推進を目的とする啓発活動に関すること。 (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な事項	まちづくり推進部建築調整課 住宅担当 福祉部 福祉管理課 調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援施策の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応 (居住探しの支援や協力不動産店リスト等の情報提供) 居住支援に関するセミナーや研修会の開催	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者の支援を行っていたが、住宅セーフティネット法の改正に伴い、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。 【当初課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入など)。 【現在の課題】 ・家主、不動産事業者に対する啓発、協力依頼および支援等のあり方について ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化 ・居住支援に係る支援団体の維持と開拓	令和元年度より、(株)大田まちづくり公社に窓口業務を委託し、常設の相談窓口を区役所に設置 住宅部局の事業:住宅確保支援事業(居住支援協議会に位置付け) 不動産関係団体と協定締結し、団体所属の不動産店で住まい探しの相談に応じられる協力店のリストを作成※大田区協力不動産店リスト登録(登録数 107店舗、令和6年3月末現在)	区のホームページに掲載 区報及び区設掲示板で案内 冊子、ガイドブック、チラシ等を窓口に設置するとともに構成員、不動産関係団体、居住支援団体や関係各課等に配布している。	窓口で対象者の相談に応じ助言を行うとともに、協力不動産店リストの提供を行っている。	相談者の希望条件と実態との乖離があることから、協力店であっても断られるケースが多い	相談対応に時間や手間がかかることから、協力不動産店への登録辞退の申し出が出ていることが課題	協力不動産店の一覧表をホームページで公開	協力不動産店ステッカーを店頭に貼付してもらい、周知を図っている。	住宅相談にとどまらず、生活全般にわたる相談が寄せられるため、各関係機関との円滑な連携が課題
世田谷区居住支援協議会	2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部居住支援課長、住宅課長 北沢保健福祉センター生活支援課長、健康づくり課長 玉川保健福祉センター保健福祉課長 鳥山保健福祉センター子ども家庭支援課長 政策経営部政策企画課長 保健福祉政策部保健福祉政策課長、生活福祉課長 高齢福祉課長、介護予防・地域支援課長 障害福祉部障害者地域生活課長、障害保健福祉課長 子ども・若者部子ども家庭課長	ホームネット株式会社 株式会社ケアプロデュース (NPO)せたがや福祉サポートセンター 生活クラブ生活協同組合 (社福)大三島育徳会 株式会社ホームサークル	(公社)東京都宅地建物取引業協会第1ブロック世田谷区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部世田谷支部	(NPO)日本地主家主協会 (社福)世田谷区社会福祉協議会 (一財)世田谷トラストまちづくり	-	要綱	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の共有に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的とする啓発活動、環境整備等の取組みの計画及び実施に関すること。 (3) その他区長が必要と認める事項。	都市整備政策部 居住支援課 保健福祉政策部 保健福祉政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課	・居住支援協議会セミナーの講師謝礼等 ・パンフレットの印刷 ・その他、会議費	高齢者や障害者等が住み慣れた地域で住まいを確保することが難しい現状や、家財整理等、大家が抱える不安要素から空き室の提供を控えるといった課題の解決策の検討、情報共有。 居住支援法人との連携強化(入居支援や生活支援の促進)。	(住宅部局の事業) 区の外郭団体である(一財)世田谷トラストまちづくりに住まいサポートセンター事業を委託。 同事業の一つとして、お部屋探しサポートを実施。	不動産団体2団体と連携し、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを対面式で行う。 区内5ヶ所の地域で相談窓口を展開。	区のホームページに掲載、区の広報紙で案内、案内チラシを窓口で配布・備え付け	住まいサポートセンターに問合せがあった際に、下記の相談窓口開設日の午後1~4時を案内・予約。 ①居住支援課(本庁舎) 毎月毎週木曜日 ②各総合支所 毎月第1~第4火・金曜日	(効果) ・対面式による相談を、住まいサポートセンターのスタッフが寄り添いながら実施することにより、高齢者等の相談者の不安感を軽減。 ・相談者と不動産団体との関係性を構築し、窓口終了後も継続した相談ができる体制の整備。	(課題) ・区不動産市場の情勢から、相談時間内に相談者の希望に沿う物件の情報提供が難しい。 ・情報提供件数や物件成約率の向上。		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
渋谷区居住支援協議会	2023年2月	都市整備部長 福祉部長 子ども家庭部子育て支援担当部長 都市整備部住宅政策課長 福祉部地域福祉課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 生活福祉課長 相談支援担当課長	ホームネット株式会社 株式会社Casa	(公社)東京都宅地建物取引業協会第八ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部渋谷支部	(学識経験者) 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科教授 株式会社 住宅・都市問題研究所 (社福)渋谷区社会福祉協議会 (社福)渋谷区社会福祉事業団 (NPO)ばれっと	-	要綱設置	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関すること ・関係機関の連携に関すること ・ほか区長が必要であると認める事項	都市整備部 住宅政策課 居住支援係	・居住支援協議会の開催 ・居住支援セミナーの開催 ・交流会、事例検討会の開催	立退きなど様々な理由により、区内で入居先が見つけられない高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対して、各部局が協力・連携して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るための課題検討や情報共有を行う場として設立	住宅政策課 居住支援係	・常設の相談窓口を住宅政策課にて実施 ・渋谷区高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業協会会員名簿(登録数40店舗、令和6年4月1日現在) ・民間賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者について、協定を締結した居住支援法人が物件探しから契約締結までの同行支援を実施 ・福祉部局で受けた住まいに関する相談案件を住宅部局で引継ぎ、支援・相談の実施	協力不動産店の名簿を区HPで公開、窓口で配布	・住宅政策課居住支援係 窓口1箇所 ・協力不動産店の名簿を区HPで公開、窓口で配布 ・協力不動産店で受けた住まいに関する相談案件を住宅部局で引継ぎ、支援・相談の実施	・協力不動産店名簿により、どこかの不動産店に相談していくか不明な相談者にとって不動産店選びの目安になる。 ・住宅部局・福祉部局で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。	
中野区居住支援協議会	2021年3月	都市基盤部住宅課長 地域支えあい推進部地域活動推進課長 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長 地域支えあい推進部南部すくやか福祉センター担当課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部生活援護課長 子ども教育部子育て支援課長	ホームネット株式会社 一般社団法人ささえ手	(公社)東京都宅地建物取引業協会第10ブロック中野支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区民生児童委員協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 地域生活支援センターせせらぎ	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること。 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供や民間賃貸住宅への入居促進に関する啓発活動に関すること。 3. 住宅セーフティネット制度の周知及びセーフティネット住宅の普及促進に関すること。 4. その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること。	都市基盤部 住宅課	・総会及び事業運営部会の開催、運営等 ・関連団体との共催による定期合同相談会の開催 ・各種セミナー、勉強会の開催 ・ホームページ運用管理 ・タブレットを活用した相談支援 ・パンフレット作成	・住宅部門と福祉部門の居住支援に関する情報共有と相互理解の促進による連携強化 ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対する情報提供と適切な支援の実施	居住支援協議会の事業:各構成団体との共催による定期合同相談会事業	年3回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部門・福祉部門)との共催で、定期合同相談会を開催することにより区民から様々な相談を受ける機会を設ける。	・区報に掲載 ・案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、府内関係各所管に配布し備え付ける。	・窓口に問い合わせがあった場合に、住まいの近隣の協力不動産店を紹介。 ・協力不動産店の所在地をホームページで公開。 ・中野区居住支援協議会ステッカーを協力不動産店頭及び構成団体窓口に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住宅を探している相談者が、近隣の協力不動産店に気軽に相談できる。 ・住宅部門・福祉部門で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。	
杉並区居住支援協議会	2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第10ブロック (公社)全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部	(学識経験者) 横浜国立大学大学院教授 (公社)東京都不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等に関すること 3. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進のための空家等既存住宅ストックの利活用に関すること 4. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関すること 5. その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること	保健福祉部 管理課長 都市整備部 住宅課長 保健福祉部 管理課庶務係長 都市整備部 住宅課理係長 都市整備部 住宅課空家対策係長 都市整備部 住宅課管理係主査	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 ・仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費 ・家賃等債務保証料助成 ・見守りサービス ・葬儀の実施 ・残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	居住支援協議会の事業	平成29年4月1日公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部、平成29年7月公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部と協定締結し、団体所属の不動産店に対して希望条件の物件の照会ができる体制を構築	・区及び区居住支援協議会のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口に備え付け	・区住宅課窓口で開催時は常時相談を受け付け、窓口で申請があつた場合に、協定締結団体に希望物件の条件を伝え、あっせんを依頼し、加盟不動産店にて条件合致した物件を紹介。	・住宅を探している相談者が、加盟不動産店にて条件合致物件があれば、不動産店を複数回ならなくても希望の物件を探すことができる。 ・相談者に緊急連絡先がない場合、あっせんできないことが課題であるが、そのような事案に対応可能な都指定の居住支援法人を紹介している。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について					
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など	
豊島区居住支援協議会	2012年7月	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務課 保健福祉部障害福祉課	会員ではないが、登録団体の10団体が居住支援法人の認定を受けている	(公社)東京都宅地建物取引業協会第四ブロック豊島区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部	-	(学識経験者) 日本女子大学家政学部 住居学科教授 (一社)東京都建築士事務所協会豊島支部 NPO法人としまNPO推進協議会 (社福)豊島区民社会福祉協議会共生社会課 株式会社 住宅・都市問題研究所	(オブザーバーとして、定期的な参加はないが、登録団体の居住支援団体、居住支援法人が参加がある。)	会則設置	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関すること。 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 三 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 五 その他目的達成のために必要な事業。	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務課 NPO法人としまNPO推進協議会 株式会社 住宅・都市問題研究所	1. 高齢者の居住支援を進める仕組みづくり 2. 居住支援の包括的なネットワーク体制の構築 3. 住宅確保要配慮者のニーズに応じる体制の整備 4. セーフティーネット専用住宅の供給、としま居住支援バンクの登録促進、入居支援に係るサービスの周知 5. 普及啓発活動の推進	【設立経緯】 住宅マスターープランの重点事業として、豊島区内の空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関すること。 【課題】 居住支援バンクの登録が進んでいない。また、区の事業と重複している部分が多く、事業の整理が必要。 【方向性】 区ではできない居住支援協議会のネットワークを活用した活動(普及啓発活動や区内居住支援団体等との連携促進)を進めていく。	居住支援協議会ではなく、豊島区として住まいに関する相談窓口を設けている。	区役所内福祉総務課に常設窓口を設置。	HPや広報で周知。	区役所に1個所。	令和3年4月より、都市整備部住宅課から保健福祉部福祉総務課に住宅相談窓口を移管したことにより、福祉部署と、入居相談の一体的実施が可能となった。 また、福祉サービスが必要と思われる相談者について、より適切な案内が可能となつた。
北区居住支援協議会	2019年3月	まちづくり部長 福祉部長 子ども未来部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第九ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部	-	北区民生委員児童委員協議会 (社福)北区社会福祉協議会 NPO法人 ピアネット北 NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 NPO法人学生支援ハウスようこそ (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的を達成するために必要な事業	居住支援協議会の運営 居住支援セミナーの開催 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関する検討 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。	まちづくり部 住宅課	(方向性) 現況を注視し、福祉部門と連携を取り居住支援に関する取組を進めていく。 (課題) 居住支援協議会構成員の編成	「おしゃらせ型」 令和6年1月29日に、区、(公社)東京都宅地建物取引業協会第九ブロック、(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部で「住宅ストックの活用に係る包括連携協定」を締結。 区住宅課の事業:お部屋探しサポート事業「おしゃらせ型」、お部屋探しサポート事業「よりそい型」 「よりそい型」 区の登録を受けた協力居住支援法人(登録数5か所、令和6年4月末現在)を通じ、高齢者世帯等の円滑な入居促進を図っている。	区ホームページ及び区広報紙への掲載。 案内チラシを庁内関係課、関係機関(高齢者施設、福祉施設等窓口)に配布し備え付け。	(課題) ・物件情報提供希望者の状況と希望条件に乖離があること等から、協力不動産店であっても該当物件を紹介してもらえないことが多い。 ・受付をする区や関係機関の窓口で、相談対応に多くの時間や手間を費やす。 (効果) ・住宅部局と福祉部局で連携して相談を受けることにより、様々な窓口や支援に繋げることができる。		
板橋区居住支援協議会	2013年7月	健康生きがい部長 長寿社会推進課長 おとしより保健福祉センター長 福祉部生活支援課長 障がい政策課長 板橋福基課長 子ども家庭部 子ども政策課長 都市整備部 都市整備部長 住宅政策課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第九ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部 (一社)全国保証機構	(学識経験者) 東洋大学教授 板橋区町会連合会 (NPO)日本地主主協会 板橋区民生・児童委員協議会 (社福)板橋区社会福祉協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること 4 その他目的を達成するために必要な事業	都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	・総会、実務者会議開催の会長(学識経験者)謝礼 ・大家セミナー講師謝礼 ・大家セミナーチラシ作製等 ・相談窓口運営のための消耗品購入、パンフレットの印刷等	立退きや保証人が見つからない等の理由により、高齢者等が入居を拒めたり、居住を続けていくことが困難な状況がある等の課題をふまえ、民間賃貸住宅の有効活用を図りながら、各種団体の連携や協働を通じて、高齢者等の居住の安定・確保を図る。	常設の相談窓口を住宅政策課にて実施	①区のHPに掲載 ②リーフレットを作製し関係部署に配布 ③関係部署が作製する冊子への掲載	区内協力不動産店約150店舗のリストを作製し、窓口で配布及びHPに掲載	①必要な支援先の情報提供の実施 ②協力してくれるオーナーの開拓 ③居住支援法人との連携強化		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
練馬区居住支援協議会	2019年4月	建築・開発担当部長 福祉部長 高齢施策担当部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第九ブロック練馬区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部練馬支部	-	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支援センター 地域包括支援センター	要綱	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関すること。 (2)関係機関の連携に関すること。 (3)その他区長が必要と認める事項	建築・開発担当部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関する検討 (2)関係機関の連携に関する検討	<設立経緯> 設立の2018年1月から不動産団体等と情報交換会を6回開催し諸課題について協議を行い、協議会設立に至った。 <課題> (1)情報提供のみでは自ら住まいの確保が困難な高齢者などの住宅確保要配慮者については、成約につながるよう、伴走型支援をはじめ、より効果的に支援をすることが必要。 (2)情報提供事業へは多くの申込みがある一方、成約件数は多くない。住宅確保要配慮者の入居には、孤独死のリスク等があることが理由である。建物所有者の理解を深めることが必要。	住宅課	・空き室物件の情報提供事業への申込手続きの際に行なはれ、随時住宅課職員が行っている。 ・伴走型支援では、委託事業者が住まいや生活の相談等も行っている。	区ホームページへの掲載ほか、地域包括支援センターなど要配慮者が相談のために利用する頻度が高い施設に事業チラシを設置している。	住宅課窓口ほか区内4か所の総合福祉事務所	・本庁舎に来庁を要せず最寄りの総合福祉事務所において住まい確保支援事業の申込が可能となつた。 ・定期的に住まい確保支援委託事業者との情報共有の場を設けることで、住宅確保要配慮者の実情等を把握できている。
足立区居住支援協議会	2020年12月	副区長 福祉部長 高齢者施策推進室長 高齢者地域包括ケア推進課長 都市建設部長 建築室長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第三ブロック足立区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城東第一支部	-	足立区介護サービス事業者連絡協議会 足立区民生・児童委員協議会 (社福)足立区社会福祉協議会	要綱設置	(1)住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報の共有に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関すること。 (3)関係機関の連携に関すること。 (4)その他設置目的を達成するために必要な事項。	都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関する検討 (2)お部屋がしサポート事業内容の検討	【課題】 設立以前から住宅あっせん事業を行っていたが、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進としては成約率が低く、成果を表すことができなかつた。 【設立経緯】 上記課題を解決するため関係団体等と連携し、情報共有や意見を取り入れた施策を立ち上げるため設立。 【方向性】 まずは相談者が抱えている問題を把握し、その解決から入居までの寄り添ったサポートを行い、入居後も見守りや相談等に応じ家主等の不安解消を目指す。	足立区(住宅部署、福祉部署)の事業:お部屋がしサポート事業	東京都宅地建物取引業協会、全日本不動産協会や福祉部署と連携し、月に2回お部屋がしサポート事業を実施。 令和3年4月12日に不動産団体、保証会社と足立区における居住支援の連携に関する協定を締結し、住まい探しの相談できる体制を構築。	区のホームページ・広報に掲載 案内チラシを窓口や関係部署に配布	足立区役所中央館4階住宅課	R3年度から事業を実施して相談件数331件(R5)と多くの方から問い合わせや相談をいただいている。成約件数もお部屋紹介した約半数が入居しており、区職員(福祉部と住宅部)、不動産協会が頑張ってくれている。緊急連絡先や初期費用の確保、残置物問題解決策の確立、多くのオナー、不動産店の理解、協力を得ること。
葛飾区居住支援協議会	2019年6月	都市整備部 調整課長、住環境整備課長 地域振興部 危機管理課長 福祉部 福祉管理課長、くらしのまるごと課長、高齢者支援課長、地域包括ケア担当課長、障害福祉課長 子育て支援部 子育て応援課長	東京都の指定を受けた居住支援法人 1法人	(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城東第一支部	-	(社)葛飾区社会福祉協議会	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 3. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。 4. その他目的達成のために必要な事項に関すること。	都市整備部 住環境整備課	・住み替え相談窓口の設置 ・住み替え支援協力不動産店一覧の作成、店舗掲示用ステッカーの作成	住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、対応する住宅の供給の促進等に関する事項について協議することで、区の福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献する必要があつたため設立	・常設の住み替え相談窓口を設置(R6年度より外部委託化) ・民間賃貸住宅を探す手助けとして、居住支援法人と連携	・区のホームページに掲載 ・広報誌 ・案内チラシを窓口にて配布	葛飾区役所3階307窓口	・協力不動産店を募集し、件数を増やすこと ・助成制度の周知と活用	
江戸川区居住支援協議会	2018年7月	福祉部 子ども家庭部 健康部	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部江戸川支部分	-	(社)江戸川区社会福祉協議会	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること 2.住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること 3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること 4.その他目的達成のために必要な事項に関すること	江戸川区 福祉部 福祉推進課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会を年8回実施 ・SN制度普及啓発を目的としたセミナーを年1回実施	・府内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消 ・住宅確保要配慮者の居住支援については、設立前から、区のそれぞれの部署で取組みを行なってきたが、府内、外部団体と連携し、居住支援策の拡充を図るために、居住支援協議会を設立 ・SN制度の周知、啓発	熟年者に親切な店協議会:(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部	協力不動産として「熟年者に親切な店」の登録をしてもらう。 ・区役所窓口での案内 ・宅建江戸川支部分HPでの案内	・窓口に問い合わせがあつた場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介または一覧を配布。 ・登録協力不動産店にて独自マークを店頭に掲示し住まいの相談ができる環境を作っている。 ・年に1度、統計調査により相談状況を確認できる。		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について					
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など	
八王子市居住支援協議会	2016年2月	まちなみ整備部長市民活動推進部長福祉部生活福祉担当部長まちなみ整備部住宅政策課長福祉部 生活自立支援課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会八王子支部(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	(一財)八王子市まちづくり公社(社福)八王子市社会福祉協議会八王子市民生委員児童委員協議会	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4. その他目的達成のために必要な事業	八王子市まちなみ整備部住宅政策課居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティーネット住宅確保要配慮者向け住宅登録の促進 2. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 3. 居住支援協力店の登録及び公開 4. その他	1. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 2. 居住支援協力店の登録及び公開 3. 住宅確保要配慮者に対する情報の提供等の支援に関すること。 4. 住宅確保要配慮者と連携して住宅登録を促進するための取り組み 5. その他	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推移していることや、高齢者人口、障害者人口の増加、子育て世帯の増加等の状況があるなかで、市において住宅確保要配慮者に対し適切な支援を行う不動産店を「居住支援協力店」として登録及びホームページで公開する。さらに居住支援協力店ステッカーを登録店頭に表示 設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。	1 「居住支援協力店」の登録:協議会の趣旨に賛同し、協議会と連携し住宅確保要配慮者の相談に応じる不動産店を「居住支援協力店」として登録・公開※居住支援協力店登録事業（登録数33店） 2 住居確保相談会の開催:居住支援協力店、福祉部局と連携し、休日に相談会を実施※令和5年度は6回実施	居住支援協議会	市のホームページ、広報に掲載	1 居住支援協力店として登録している不動産店をホームページで公開するとともに、独自のマークを店頭に貼付し住まいの相談がしやすい環境を作っている。 また、事務局窓口に問い合わせがあった場合においても、住まいの場所等の実情に合わせて協力不動産店を紹介している。 2 今後は居住支援法人や福祉関連の団体等と連携を図っていく。	1 居住支援協力店の紹介や住居確保相談会の開催により、住宅確保要配慮者の円滑な入居の相談等が可能となっている。 引き続き居住支援協力店を募集、拡大し、より相談がしやすい環境を整備する。
立川市居住支援協議会	2021年9月	市民生活:市民生活部長住宅課長福祉保健部:福祉総務課長地域福祉課長障害福祉課長生活福祉課長高齢福祉課長	(株)こたつ生活介護(一社)介護グループふれあい	(公社)東京都宅地建物取引業協会第十二ブロック(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部	(独法)都市再生機構(社福)立川市社会福祉協議会(一財)高齢者住宅財団	会則設置	会則設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 (4) その他目的達成のために必要な事業に関すること。	立川市市民生活部住宅課	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は市の各部署で行っていたが、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行うため、協議会を設置した。 ・居住支援協議会運営 ・居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」による住宅確保要配慮者の物件探し・同行支援・居住支援 ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発パンフレット等の作成と配布 ・不動産協力店の確保	・相談の中には福祉のかつ複合的課題を抱えており、住まいを見つけるための住まい以外の課題解決が必要な方がいることに加え、その課題が多岐にわたっているため、焦点が絞れないことが課題である。 ・住宅確保要配慮者向けの物件確保(不動産協力店の確保とセーフティーネット専用住宅の増やし)が課題。	居住支援協議会の事業(市予算): ・居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」 毎週木曜日(年間50日) 午後に相談窓口(45分3件分)を市役所に設置	・市のホームページに掲載 ・広報紙に不定期で掲載 ・案内チラシを市関係課及び関係団体に設置	・居住相談窓口の相談場所や日程については、相談者の状況に合わせて柔軟に対応している。 ・市内の登録不動産協力店16店をホームページで一覧にして公開している。	・市の各部署や不動産店では対応しきれなかった案件について、居住相談窓口につなげることができること。		
武蔵野市あんしん住まい推進協議会	2022年12月	健康福祉部長子ども家庭部長都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	(大妻女子大学社会情報学部教授)(公財)武蔵野市福祉公社(社福)武蔵野市社会福祉協議会(社福)武蔵野	要綱設置	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。 (4) 民間賃貸住宅の入居支援に係る関係機関の連携に関すること。 (5) その他市長が必要と認める事項	武蔵野市都市整備部住宅対策課	・あんしん住まい推進協議会の運営 ・居住支援にかかる相談窓口の設置 ・不動産協力店の確保 ・普及啓発パンフレット等の作成及び配布 ・居住支援協議会セミナー又は講演会等の実施	従前から賃貸住宅への入居が困難な高齢者の支援を行っていたが、住宅マスタープランの重点施策として、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への入居及び居住支援に取り組むために設置を検討していた。	武蔵野市(住宅部局)の事業:あんしん住まい推進事業 ・住宅対策課(事務局)が通常業務の中で住まい相談を受付	・市役所窓口でパンフレット配架 ・関係部署が作製する冊子への掲載 ・窓口に問い合わせがあった場合に、協力不動産店を紹介	・関係団体が連携することで一定の効果があると考えている。 ・相談者の希望と実際の市内物件の家賃等の乖離が課題			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
府中市居住支援協議会	2020年7月	都市整備部(住宅課、建築指導課) 福祉保健部(地域福祉推進課、生活福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課) 子ども家庭部 子育て応援課	・ホームネット(株) ・(一社)ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部分会 (一社)東京都建築士事務所協会南部支部 府中市民生委員児童委員協議会	-	(社福)府中市社会福祉協議会	会則設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関する事項。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事項。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事項。 (4) その他目的達成のために必要な事項に関する事項。	府中市都市整備部住宅課	・住まい相談窓口の設置((社福)府中市社会福祉協議会)・不動産事業者協力店の確保・勉強会開催	【設立経緯】 ・設立前は市の各部署で住宅確保要配慮者の居住支援をしていたが、府内と外部団体と連携し更なる支援を行うため居住支援協議会を設立。 【当初課題】 ・設立当初の令和2年7月から市住宅課に住まい相談窓口を設置し相談を受けていたが、相談者の多くが住宅だけではなく福祉の問題も抱えており、市住宅課だけでは対応できない事例が増えた。 そのため、令和4年度から福祉の知見を有する府中市社会福祉協議会へ住まい相談窓口を移した。 【現在の課題】 居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化。	府中市居住支援協議会の事業:住宅セーフティネット住まい相談事業	・常設の相談窓口を府中市社会福祉協議会に設置 ・不動産事業者協力店設置登録数 29店舗、令和6年5月1日現在)	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを福祉部局、地域包括支援センター及び地域生活支援センターに設置	・不動産事業者協力店をホームページで一覧にして公開している。(29店舗)	【効果】 ・社会福祉協議会に窓口を移したことにより、福祉的課題も並行して対応することができる。 ・居住支援法人・市内の不動産事業者協力店から不動産関連の情報を得ることができる。 【課題】 ・緊急連絡先となる親族等がないことや、高齢であることを理由に、住まい探しが難航するケースが多い。
調布市居住支援協議会	2015年12月	都市整備部:住宅課長 子ども生活部:子ども政策課長、子ども家庭課長 福祉健康部:生活福祉課長、高齢者支援室高齢福祉担当課長、障害福祉課長	ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部 東京都住宅供給公社 (公財)日本賃貸住宅管理協会 東京都支部 調布市市民生児童委員協議会	大妻女子大学社会情報学部教授	(社福)調布市社会福祉協議会 調布市地域包括支援センター 調布市住宅整備部住宅課	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のため必要な事業	・仲介支援料の助成 ・債務保証料の助成 ・入居促進協力料の助成 ・調布市すまいぬくもり相談室(住宅確保要配慮者相談窓口の開設)第1・第3・第5木曜日、4組限定 ・入居支援に係る居住支援団体の講演、活動事例発表等のセミナー開催	・当初多摩地区の自治体では協議会を設置していなかったため、設立にあたり協議会の実態の把握が困難であった。 また、設立当初は施策の対象を高齢者に絞っていたが、協議を進める中で障害者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが判明し、担当課との連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており、住宅マスターープランの中で居住支援協議会の設置を明記している。また、公営住宅を新築、増築することは財政上厳しい状況であるため、既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり、協議会の設置に至る。	・住まいぬくもり相談室(居住支援協議会構成員:ホームネット株式会社)の相談員による相談を事前予約により第1・第3・第5木曜日、4組限定で実施 ・調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業 ・調布市居住支援協議会協力不動産店制度	・市のホームページに掲載(「住まいぬくもり相談室」のパンフレット、協力不動産店リスト一覧) ・住まいぬくもり相談室において民間賃貸住宅を探すお手伝いを必要とする方に対して物件の紹介 ・入居を促進する助成事業(民間賃貸住宅賃貸等債務保証支援事業及び民間賃貸住宅仲介支援事業、入居促進協力事業)の実施	・事前予約のうえ、市役所内相談室で相談対応 ・協力不動産店30店舗(令和6年5月現在) ・市役所窓口でパンフレット配架	・効果:①不動産会社の高齢者への拒否反応が薄くなった。②福祉部門と住宅部門の連携がよりやすくなった。 ・課題:①精神障害者や緊急連絡先のない方に對する物件紹介などが、うまく対応できていない。②相談件数がいっぱいいて、相談件数がなかなか取れない。		
町田市居住支援協議会	2019年5月	地域福祉部生活援助課長 地域福祉部障がい福祉課長 いきいき生活部高齢者支援課長 子ども生活部子ども総務課長 都市づくり部住宅課長	(社福)悠々会	(公社)東京都宅地建物取引業協会町田支部 (独法)都市再生機構 (公社)田町市シルバーパートナーセンター	(社福)町田市社会福祉協議会	-	要領設置	(1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関する事項。 (2) 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心して住み続けるための支援に関する事項。 (3) 関係機関の連携に関する事項。 (4) その他市長が必要であると認めた事項	町田市都市づくり部住宅課	・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の設置	【設立経緯】 ・不動産関係団体、居住支援関係団体と行政が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、情報共有を行ったために町田市居住支援協議会を設立した。 【現在の課題】 ・関係機関との連携。 ・福祉部署との連携 【方向性】 ・セミナー等を開催し、事業の周知及び協力体制構築をはかり、相談者への支援を円滑に行える体制づくりを行う。	町田市居住支援協議会:居住支援相談窓口事業	常設の窓口を構成員である社会福祉法人に設置 ・案内チラシを市の施設や構成員の窓口に設置	・市のホームページに掲載 ・窓口に問合せがあつた場合に、必要に応じて構成員である不動産団体を紹介 ・公営住宅では拾いきれないと認めた事項	【効果】 ・住宅の窓口だけでは支援の繋がりが不十分であつた福祉の支援までカバーすることができるようになった。 ・公営住宅では拾いきれないと認めた事項	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
小金井市居住支援協議会	2022年4月15日	都市整備部長 地域福祉課長 自立生活支援課長 高齢福祉担当課長 地域包括支援センター 子育て支援課長 まちづくり推進課長	-	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第11ブロック 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	-	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 民間賃貸住宅の貸貸人からの物件登録促進のための環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	まちづくり推進課	・相談窓口の委託 ・協力不動産店の確保 ・居住支援を周知・啓発するためのガイドブックを作成 ・居住支援を周知・啓発するための講演会	住宅に関する相談が増えていたことを受け、令和4年3月に策定した小金井市住宅マスタープランの中で居住支援への取組について施策として明記し、府内・府外の関係する団体等と話を重ね、令和4年4月15日に協議会を設立した。今後も不動産関係団体及び福祉関係団体との連携強化を図る。	社会福祉法人 社会福祉協議会	業務委託で実施	チラシ・市報・HP等	1箇所	住居を探している方の相談を受け、希望条件を協力不動産店へ連絡。マッチングする物件があれば同行等を行い、成約に至るまで支援する。マッチング又は成約に至らない場合は、条件の整理又はその他の手法も含めて検討する。今後も福祉関係者との連携を密にして、住宅確保要配慮者の居住支援を推進する。
日野市居住支援協議会	2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会多摩南支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構 学識経験者 東洋大学ライフデザイン 学部教授 (社福)創隣会	(社福)日野市社会福祉協議会 日野市地域包括支援センター代表 学識経験者 東洋大学ライフデザイン 学部教授 (社福)創隣会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業	まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あんしん住まい日野」を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行なう。 <相談期間> 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの毎週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で1日4回、個別相談を行う。 ・見守り機器設置事業 独居かつ高齢者などの希望者にハローライトを設置を行う事業。	・住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・不動産協会及び福祉事業者との連携方法	居住支援協議会としての事業	市のホームページに掲載 定期的に発行する広報紙で案内 案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け 福祉関係者(ケアマネ、民生委員など)に対して訪問、説明を実施	毎週木曜日の午後に相談窓口を市役所に設置	原則相談窓口で受け付け	福祉関係者や不動産事業者等に相談窓口を開設している旨の情報を届けているが、要配慮者にどの程度情報が行き届いているのか不明。
狛江市居住支援協議会	2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子ども若者政策課長 まちづくり推進課長	(公財)日本賃貸住宅管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック(調布狛江支部) (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	狛江市地域包括支援センター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委員協議会 狛江市町会・自治会連合会 聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科准教授 大妻女子大学社会情報学部 社会情報学科 環境情報学専攻教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	狛江市都市建設部 まちづくり推進課 狛江市福祉保健部 福祉政策課	【住まい探しの相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向け相談窓口を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた相談を行う。 <相談期間> 令和6年度中の毎月第1火曜日 <相談時間> 每月第1火曜日の①10時から10時30分②10時45分から11時15分③11時30分から12時の3回	・住宅確保要配慮者が自力では適切な住宅を確保することが困難であることや、貸貸人が近隣トラブルや孤独死などの不安により賃貸物件に対する入居をためらう場面が生じている。狛江市においては、市・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の貸貸人の双方に対し、支援を実施する組織として住宅セーフティネットに基づき設立する運びとなった。 ・構成団体の連携のもとで取組みを協議・調整し、居住支援の実施につなげることを目的とする。	住まい探しの相談は、狛江市居住支援協議会が(NPO)日本地主家主協会が市役所にて月に1回の相談を実施(3枠)、相談の事前受付は福祉担当部署にて行う。 事業実施主体は狛江市居住支援協議会。	業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が市役所にて月に1回の相談を実施(3枠)、相談の事前受付は福祉担当部署にて行う。	市報に定期的に掲載	相談については、業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が請け負っており、また、紹介物件は協会を窓口として紹介している。	物件の紹介以前の居住に関する相談が多い。

都内居住支援協議会の状況一覧(令和6年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について					
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など	
多摩市居住支援協議会	2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(社福)多摩市社会福祉協議会	東京都	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	多摩市 都市整備部 都市計画課 健康福祉部 福祉総務課	・居住支援相談窓口の運営を、委託により実施。 ・お部屋探しサポート協力店制度を実施、登録している協力店と相談窓口が連携して部屋探しを実施。 ・家主・不動産事業者・福祉関係団体・居住支援法人を対象に住宅セーフティネット制度の普及啓発、住宅確保要配慮者の受入れに関する理解を深めるためのセミナー開催。 ・居住支援の必要性や本協議会の設立や取組みなどを掲載した啓発用パンフレットを作成。 ・多摩市社会福祉協議会が実施する相談事業において、住宅確保要配慮者の希望がある場合に、不動産管理関係団体等より相談員を派遣する。	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタートップランにて、ストックを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立が重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必須であることから、居住支援協議会の機能と併せることになった。 ・令和3年度より会則制の任意団体に移行した。 【当初課題】 ・準備で協議された会則及び要綱の整理 ・住替え支援の具体的な内容 ・住替えと居住支援の考え方の整理。 ・今後の事務局運営について、事務局は市が担当し、将来的に協議会を任意の団体へ移行又は引き続き市の設置機関として事業運営するか協議会の検討事項とした。 【現在の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	居住支援協議会(市予算)	駆前の施設内に常設。 必要に応じて生活困窮者自立支援事業の相談窓口と連携し、総合的な支援を実施。	市広報紙に定期掲載。 市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会福祉協議会が実施する福祉相談の場に、希望により相談員を派遣する。	生活困窮者自立支援事業の窓口に併設し、同じ事業者に委託しているので、生活支援と入居支援を総合的に行えている。
あきる野市居住支援協議会	令和5年5月	健康福祉部 障がい者支援課 高齢者支援課 こども家庭部 こども政策課	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩西支部	-	(社福)あきる野市社会福祉協議会 あきる野市地域包括支援センター あきる野市民生児童委員協議会 あきる野市障がい者基幹相談支援センター	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等 住宅市場の環境整備に関すること。 (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。	都市整備部 住宅政策課 健康福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会運営 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者に対する支援(相談窓口、物件探し、福祉支援調整等)	【設置経緯】 住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、地域の実情に応じた支援体制を整備する必要があり、その協議を行なうため。 【方向性】 令和6年度途中より相談窓口を設置(委託)し、居住支援事業を行っていく。	あきる野市	未実施 (令和6年度途中から相談窓口を設置(委託)予定)	未実施 (相談窓口設置後にHP等に掲載予定)	未実施 (相談窓口設置後は、原則、相談窓口)	-
西東京市居住支援協議会	令和2年7月	まちづくり部住宅課 総務部 危機管理課 健康福祉部 地域共生課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援部 子育て支援課 生活文化スポーツ部 文化振興課 協働コミュニティ課	ホームネット株式会社 一般社団法人さざえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部	一般社団法人全国保証機構 東洋大学福祉社会デザイン学部教授 (社)西東京市社会福祉協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。 (4) 関係機関の連携に関すること。 (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。	西東京市まちづくり部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探し・同行支援・居住支援・家主交渉 ・居住支援セミナーの実施 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者への助成金交付 ・専用住宅への家賃低廉化補助、住宅改修費の助成金交付	【設立経緯】 住宅だけの問題に留まらず、日常の生活支援も必要とする世帯が多く存在することから、住宅の確保と生活サポートを複合的に網羅することでできる組織体の必要性を認識し、様々な団体等と情報連携等を行う居住支援協議会を設置した。 【現在の課題】 ・精神障害者の住宅探しは、受け入れ先の住宅を探すのに苦慮している。 ・身寄りのない単身高齢者の緊急連絡先を確保できない人がいる。 ・家賃滞納による立ち退きの場合、保証会社の審査に通りづらく住宅探しが難航する場合が多い。	西東京市まちづくり部 住宅課	住宅探しの申請時等に職員が事情等を聞き取りします。(都営住宅の相談も含む)	日を決めて実施するわけではない(常設)。 チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)	・相談を受け、健康福祉部等と連携するべきと判断した場合は、関係部署へ連絡し相談しながら進める。 ・健康福祉部とまちづくり部が別庁舎になるため、市民に移動をお願いすることがある。(バス利用) 各相談窓口が近くにあることが望ましい。 ・福祉部局と住宅部局で、業務内容の線引きが難しい。	